

番号	内容	関係条項
33	開発行為許可申請書に添付する納税証明書の種類について	法第 33 条第 1 項第 12 号

○個人の場合（所得税）

税務署が発行する最近の事業年度における「納税証明書（その１）」又は「納税証明書（その３）」です。

※「納税証明書（その１）」、「納税証明書（その３）」の区別は次のとおりです。

納税証明書（その１）・・・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明

納税証明書（その３）・・・未納の税額がないことの証明

○法人の場合（法人事業税）

都道府県税事務所が発行する最近の事業年度における法人事業税に関する納税証明書又は都道府県税に未納がないことを証明する書類です。

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.41 § 1－6－（12）、
p.87「別表３ 申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類」